

専承第2号

東郷町都市計画税条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、これについて承認を求める。

令和4年5月24日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

専決第3号

東郷町都市計画税条例の一部改正について

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月31日専決

東郷町長 井 俣 憲 治

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例

東郷町都市計画税条例（昭和42年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第7項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第16項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東郷町都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分の概要

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 土地に係る都市計画税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の5%から評価額の2.5%に引き下げること。（附則第7項関係）
- (2) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日等

- (1) 令和4年4月1日から施行すること。
- (2) この条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用すること。